（帳簿）

第一条の二の四十四の二十九　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたときは、個人ばく露測定講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、個人ばく露測定講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一　デザイン等講習又はサンプリング講習の別

二　個人ばく露測定講習の講習科目及び時間

三　個人ばく露測定講習を行つた年月日

四　個人ばく露測定講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五　個人ばく露測定講習の結果

六　その他個人ばく露測定講習に関し必要な事項

3　登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

（新設）

（報告の徴収）

第一条の二の四十四の三十　都道府県労働局長は、個人ばく露測定講習の実施のため必要な限度において、登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（新設）

（所轄都道府県労働局長による個人ばく露測定講習の実施）

第一条の二の四十四の三十一　所轄都道府県労働局長は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第一条の二の四十四の二十四の規定による個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、若しくは登録個人ばく露測定講習機関に対し個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録個人ばく露測定講習機関が天災その他の事由により個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　登録個人ばく露測定講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一　所轄都道府県労働局長に当該個人ばく露測定講習の業務並びに当該個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項。

（新設）

（公示）

第一条の二の四十四の三十二　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

登録をしたとき。	一　登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名